



ICTサービスの利用環境を巡る 諸問題について(案)

～不正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について～

令和7年5月16日
総合通信基盤局

今後の検討スケジュール

	ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会 (親会)	不適正利用対策に関するワーキンググループ
1月	<p><u>1月22日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTサービスの不適正利用への対処等について -論点提示 	<p>当面の活動</p>
2月~5月	<p>通信ログ保存の在り方の検討については、専門的に議論し、親会へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> -3月26日、27日 -4月11日、14日、18日 	<p><u>4月21日(済)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)携帯電話本人確認のルール (事業者ヒアリング 有) <p><u>5月9日(済)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (2)闇バイト、特殊詐欺等対策 (事業者ヒアリング 有) <p><u>5月16日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話本人確認のルール
6月	<p><u>6月下旬</u></p> <ul style="list-style-type: none"> WG中間整理案 通信ログ保存の在り方 	<p><u>6月6日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 論点整理
7月~	<p><u>7月~</u></p> <ul style="list-style-type: none"> とりまとめ 	

1 SIMの不正転売

- ・SIMの不正転売が増加し、詐欺への転用等の可能性が指摘されている中、転売の防止に向けてどのような効果的な対策が考えられるか。

2 法人の代理権(在籍確認)

- ・法人の担当者が契約を行う場合における在籍確認の手法について、法令上の規定がなく、事業者によって異なる取扱いとなっている中、利用者視点に立ってどのような方策が考えられるか。

3 他社の本人確認結果への依拠

- ・携帯電話の契約時における他社の本人確認結果への依拠について、これまでの議論を踏まえ、利便性と不正対策のバランスの観点から、どのように考えるべきか。

4 追加回線

- ・2回線目以降の回線契約時の本人確認について、法令上の要件が1回線目とは異なっている中、昨今の犯罪手口の巧妙化、高度化に対し、どのような効果的な対策が考えられるか。

5 上限契約台数

- ・上限契約台数について、本人確認が適切になされない場合に、大量不正契約に繋がる可能性があるが、利用者のニーズと不正対策のバランスの観点から、どのように考えるべきか。

6 データSIM

- ・データSIMの本人確認について、法令上の要件が音声SIMと異なっている中、昨今の犯罪手口の巧妙化、高度化に対し、どのような効果的な対策が考えられるか。

構成員・発表者からのご意見

- SIMの不正譲渡が携帯電話不正利用防止法に反する行為であることの周知を改めて徹底することが必要。(仲上構成員、ソフトバンク)
- 利用者への周知啓発の強化だけではなく、関与した本人も不利益を被る可能性があるなどのストーリーや、闇バイトに応募してしまった場合の相談先なども一緒に示すことが必要ではないか。(中原構成員)
- 関与した本人が捜査対象になる可能性があることをストレートに伝えていく方が良いのではないか。(沢田構成員)
- 利用者の本人確認を、JPKIを活用するなどして、定期的に行い、転売を防ぐ仕組みが必要ではないか。(辻構成員)
- 見た目上は、正当な申込となるので、店頭で発見して抑止することが非常に難しいため、周知啓発に加えて、不正転売を難しくするような携帯電話契約・端末割賦契約時の与信時の審査強化などの仕組みの導入が必要ではないか。(NTTドコモ)

考え方(案)

⇒ 事業者による不正検知が困難である中、犯罪抑止の観点から当面取りうる対策として、利用者に対して、不正転売の違法性について政府及び事業者において利用者に対してわかりやすい周知啓発を一層強化していくことに加え、事業者による定期的な本人確認の仕組みの導入等も有効だと考えられるのではないか。

構成員・発表者からのご意見

- 民法上の法律行為の代理権の確保というよりは、法人の名を騙る不正契約を防ぐ目的にあると考えており、民法的な意味での委任状よりも、来店者が当該法人に在籍をしている事実を示す書類であるかが重要であるとする。(中原構成員)
- 中小企業や零細企業は、現実的な在籍確認は難しいので、デジタル庁のG-BIZ IDという取組の活用など、電子的な手法の導入も考えられないか。(辻構成員)
- 犯罪実態や各種ニーズを踏まえて検討を行い、見直しとなる場合には十分な準備期間を確保してほしい。(MVNO委員会)
- 法人営業は、営業担当が会社の事務所を訪問して手続きを行う場合は、特段書類の統一は必要ないと考え一方、営業担当がついていない会社については、店頭での対応となるので、一定程度統一は考える。(NTTドコモ)
- 与信のために各社の考え方に沿って確認を行っているものであり、法令等での統一化まで図る必要はない。(ソフトバンク)

考え方(案)

⇒ 法人契約については、現行の事業者の取組も踏まえつつ、利用者目線に立って予見可能性を高める観点から、来店する担当者との関係性を明らかにするために最低限必要な書類(電子的なものも含む)の提出を求めるなど、所要の規定見直しが求められるのではないかと。【省令事項:携帯法不正利用防止法規則第4条】

構成員・発表者からのご意見

- ・ 検討の順番としては、不正への対応について十分に議論した上で、余裕がある限りに検討するという位置づけが良いのではないか。(中原構成員)
- ・ 依拠先と依拠元の情報提供に関して、個人情報のやり取りの観点から、ユーザーへの説明が十分になされるべきである。(沢田構成員)
- ・ 依拠先としてはJPKIをベースに本人確認を行っている事業者に限定するのが検討の前提になると考える。(辻構成員、ソフトバンク)
- ・ 依拠先の本人確認、契約者の同一性確認が適切に行われていない場合には、なりすましのリスクが高く、慎重な検討が必要。(NTTドコモ)
- ・ 携帯電話事業者への依拠について、現在保証レベルを上げる本人確認強化の取組を実施しており、こういった状況において、他の事業者への依拠を認めることは、現時点では適当ではない。(KDDI)
- ・ MVNO委員会が会員向けに実施した調査では、依拠の取組を実施もしくは検討している事業者は確認できなかった。(MVNO委員会)
- ・ 金融機関及び携帯電話事業者への依拠について、継続的顧客管理や多要素認証等の取組によって、本人確認の保証レベルを担保することができれば、利用者の利便向上も見込まれるため、早期に実現いただきたい。(楽天)

考え方(案)

⇒ 他社の本人確認結果への依拠については、一部事業者からのニーズが認められるものの、昨今の犯罪手口の巧妙化、高度化も踏まえると、ID/PASSの不正入手への対策や他の見直し事項の議論の進展を見極めた上で、依拠先の本人確認の保証レベルが高く最新の本人特定事項となっていることや、依拠元の本人確認が適切に行われることなど、依拠が適切にできる要件を整理した上でルール整備を行うことも視野に、改めて本WGにおいて検討を深めてはどうか。

構成員・発表者からのご意見

- 2回線目以降の契約が簡易なことがどれだけ犯罪に寄与しているのか、検証が必要(中原構成員)⇒**警察庁から補足発表【補足①】**
- 追加回線の本人確認に簡易な本人確認手法を残すことが、利用者の利便性の確保がどれだけ切実なのかについての検証が必要。(沢田構成員、中原構成員)⇒**事業者から補足発表【補足②】**
- ユーザーとしては、なりすまし防止のために、本人確認を厳密にしてもらった方が、安心感があるのではないか。(沢田構成員)
- IDパスワード等による本人確認は利用者の利便性等の観点からそれを残した上で、ワンタイムパスワードによる認証、多要素認証、既存回線からのログインの必須化など、本人認証性を高める本人確認方法を検討する必要がある。また、不正契約発生のモニタリングも前提として必要ではないか。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、MVNO委員会)

考え方(案)

⇒ 上述の補足も踏まえて、考え方を整理していくこととしてはどうか。

構成員・発表者からのご意見

- 過少規制も過剰規制もよくないので、基礎的な現状認識をしっかりとらせる必要がある。(中原構成員)
- 上限契約台数についてのニーズや利用実態を確認する必要がある。(沢田構成員、中原構成員)⇒事業者から補足発表【補足③】
- 契約時の本人確認の強化や定期的な本人確認を行うことができれば、回線数の制限は不要ではないか。(辻構成員)
- それぞれの契約が慎重にされるならば問題ないと思う一方で、本人認証の強化によって本当に十分な効果が生じるのかも丁寧に検証が必要。(中原構成員)
- 一定のルールは必要であるが、新たなサービス提供の妨げとならないよう、例外措置の検討が必要。例えば、子供用の見守りGPS端末やIoTなどのデータ通信サービスは不正利用リスクが少ないと考えられる。(仲上構成員、KDDI)
- 仮にルール化をする場合は、TCAの自主基準を踏まえた上で、家族全員分の契約できないなどの利用者利便を損なうケースもあることから、十分な移行期間が必要。(NTTドコモ)
- 利用者の多様な利用用途に鑑みて、過度な制約を設けることはふさわしくなく、法令等による担保は不要。契約上限を設定するのではなく、不正契約自体を抑止する取組がまずは重要。(ソフトバンク、楽天、MVNO委員会)

考え方(案)

⇒ 上述の補足も踏まえて、考え方を整理していくこととしてはどうか。

構成員・発表者からのご意見

【総論】

- データSIMについて、アクセス元が何かあった時に犯罪の観点から特定できる仕組みを残すべきではないか。(辻構成員)
- 規律の強化は一定の効果が見込まれる。仮に義務化する場合は、システム対応の期間などを踏まえた検討が必要。(NTTドコモ)
- 不正利用の実態は把握できておらず、本人確認を義務付けるべきではなく、自主ルールによる本人確認の徹底が望ましい。(MVNO委員会)

【対象SIM】

- SMS有/無データSIMについて、定量的な犯罪実態の確認が必要。(鎮目構成員、大谷構成員) ⇒**警察庁から補足発表【補足④】**
- SMS付かSMS無しかについての区別は特に必要なく、規制の対象とするべき。(NTTドコモ)
- SMSが使えないデータ通信サービスは義務化の例外とすべき。(KDDI)

【利用用途】

- IoT用のSIMについて、他の用途に利用できないかを確認をする必要がある。(鎮目構成員)
- 自動販売機のデータSIMの販売への影響を確認する必要がある。(仲上構成員)
- 訪日外国人については、ガイドライン等で短期間の利用に留めるなどのルールを設けて事業者の間でレベル感を合わせていくという取組が必要ではないか。(仲上構成員)
- IoT利用や訪日外国人の一時利用のケースなどの利用用途が多岐にわたるため、利便性と犯罪悪用可能性のバランスを考慮しながら検討が必要。(NTTドコモ、KDDI、楽天)

考え方(案)

⇒ 上述の補足も踏まえて、考え方を整理していくこととしてはどうか。

【論点4：追加回線の本人確認】

- ・ 2回線目以降の契約が簡易なことがどれだけ犯罪に寄与しているのか、検証が必要。

⇒警察庁から補足発表【補足①】

- ・ 追加回線の本人確認に簡易な本人確認手法を残すことが、利用者の利便性の確保がどれだけ切実なのかについての検証が必要。

⇒事業者（NTTドコモ）から補足発表【補足②】

【論点5：上限契約台数】

- ・ 上限契約台数についてのニーズや利用実態を確認する必要がある。

⇒事業者（楽天モバイル）から補足発表【補足③】

【論点6：データSIMの本人確認】

- ・ SMS有/無データSIMについて、定量的な犯罪実態の確認が必要。

⇒警察庁から補足発表【補足④】